

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の
策定について

1 経緯

- (1) 農林水産大臣は、沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産政策審議会の意見を聴いて、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされている。
- (2) 基本方針は、同法施行令において、おおむね 5 年を 1 期として定めることとされており、平成 27 年に策定し、平成 29 年に改正した現行の第 7 次基本方針の期間が令和 3 年度までとなっていることから、新たな第 8 次基本方針の策定について、検討を行うこととする。

2 基本方針の内容

同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を定める。

- ① 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標
- ② 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項
- ③ その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

3 第 8 次基本方針の策定スケジュール（案）

令和 4 年 2 月	水産政策審議会企画部会 ・ 第 8 次基本方針の骨子案について
令和 4 年 5 月	水産政策審議会企画部会 ・ 第 8 次基本方針の審議（諮問）
令和 4 年 6 月	公表

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の概要

(平成 27 年策定、平成 29 年改正)

放流した地先で漁獲されるウニ、アワビ等の地先種については、漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、栽培漁業は漁業者の経営に寄与している。地域によっては、環境の変化の影響等により、種苗放流量が減少している。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、資源状況が高位で安定している系群がある一方で、低位の系群が増加する傾向にある。広域種の種苗放流尾数は総じて減少傾向にある。このような中で、広域種の栽培漁業に係る様々な課題や問題を解決するため、平成 22 年度に全国を 6 つの海域に分け、海域協議会が設立され、関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討を進めている。

資源造成型栽培漁業の推進に当たっては、資源管理計画に基づく資源管理の取組として、種苗放流と資源管理の連携が進められているほか、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術が開発された。今後においては、種苗放流と漁獲管理の連携を一層強化するとともに、開発された技術を活用することにより、種苗放流が再生産につながっているか等について科学的に検証を行いながら資源造成型栽培漁業を推進することが重要と考えられる。

一方、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋側の種苗生産施設は今なお復旧途上にあり、種苗生産の能力は震災前の水準までは回復していない。

このような状況を踏まえ、国、機構、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、豊かな海づくり協会、漁業者団体その他関係団体並びに漁業者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、以下の取組を推進する。

第 1 基本的な指針及び指標

- (1) 放流種苗を成長後に全て漁獲することを前提に長年にわたって放流を継続する従来の取組ではなく、親魚を獲り残し、再生産を確保する資源造成型栽培漁業の取組を一層推進する。
- (2) 漁獲管理との連携強化に努める。資源状態が悪化している魚種については、適切な漁獲管理を種苗放流と一体的に実施するよう特に留意する。
- (3) 漁獲量に有意な変化を見込める規模による放流、対象種の重点化や放流適地への集中化に取り組む。目標とする安定した資源状態が達成された際には、漁獲管理に重点を移す等、柔軟な対応を図る。
- (4) 地先種については、放流効果の範囲及び程度を特定するよう努めるとともに、その結果を考慮し、継続的な栽培漁業の実施に向けて、適切な費用負担を検討する。
- (5) 広域種については、協議会において、策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び放流に関する計画」(広域プラン)を勘案し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組む。また、広域種の種苗放流に係る受益に見合った費用負担の実現に向けた検討を行う。

- (6) 種苗生産施設の計画的な補修等に努めるとともに、関係都道府県の種苗生産施設間で共同種苗生産体制の構築に取り組む。
- (7) 漁業生産面における放流の効果を把握するとともに、種苗放流が再生産に寄与しているか資源造成面における効果を検証し、放流計画に反映させる。また、遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針を普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める。
- (8) 栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及に取り組む。
- (9) 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進に努める。
- (10) 栽培漁業の対象種を漁獲する沿岸漁業が震災前と同様に行われるようになることを目指して、被災県の種苗生産施設の復旧等を進める。

第2 技術の開発に関する事項

- (1) 資源造成型栽培漁業の効率的かつ効果的な推進に資するため、放流適地等の把握に取り組むとともに、種苗の生産から海域における種苗の育成に至るまでの一連の技術の開発を一体的に行うよう努める。
- (2) 自然環境に対する適応力の高い種苗を安定的に低コストで生産する技術、種苗生産等における疾病等の発生及びまん延を防止するための技術の開発に取り組む。
- (3) 栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくために必要な技術、近年、資源の減少が顕著な二枚貝の増殖のための技術の開発に取り組む。
- (4) 栽培漁業の各種技術が種苗生産現場等で適切に利用されるように努めるとともに、疾病等の問題を迅速に解決できる体制の整備に取り組む。また、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。
- (5) 栽培漁業と他の水産分野で活用できる横断的な技術の開発に努める。
- (6) 胚を操作することによる新たな品種の開発等については、公的試験研究機関が行う試験的な取組を除き、行わない。栽培漁業への外来生物の導入については、行わない。
- (7) 機構は、栽培漁業を推進するために必要な技術の開発に取り組み、開発した技術の普及及び指導を行う。

第3 その他重要事項

- (1) 栽培漁業を効率的かつ計画的に推進するため、国、機構及び豊かな海づくり協会は、全体の方向付けと進行管理を行う。都道府県は都道府県下の関係者と一体となって、栽培漁業を実施する。
- (2) 都道府県、都道府県の栽培漁業協会その他の栽培漁業の推進団体は、海域協議会の下で連携を強化するとともに技術及び情報の交換、人材の交流等を推進し、効果的、効率的な栽培漁業の推進体制の構築に努める。
- (3) 本基本方針の期間は平成 33 年度末までとする。なお、本基本方針の期間中に水産基本計画の変更が行われる時には、基本方針の内容について必要な見直しを行う。